# 社会福祉法人 葵友会 役員報酬・費用弁償規程

### 第1条(目的)

この規程は、社会福祉法人葵友会(以下"本会"という)の役員報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。但し、使用人兼務には適用しない。

#### 第 2 条(報酬)

この規程において"報酬"とは本給及び通勤手当とする。

#### 第3条(常勤役員の報酬)

法人本部・事業所のいずれかに常時勤務する役員に対しては毎月決まった報酬を支給 する。但し、必ずしも職員と同等の勤務時間を要求するものではない。

- 2. 常勤役員の本給の額は、業務内容を勘案のうえ、別紙役員俸給表に従い理事会で決定する。
- 3. 常勤役員の報酬の支給方法及び支給日は、本会の職員の給与の支給方法及び支給日に 準じる
- 4. 常勤役員の通勤手当については、原則本会の職員の通勤手当に準じることとし、勤務実態に合わせて支払う。

### 第4条(非常勤役員の報酬)

非常勤役員に対しては、実務に伴って報酬を支給することとする。この場合の報酬額は理事会にて定める。

#### 第5条(役員の費用弁償)

役員が職務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給するものとする。 支給方法・金額については職員の定めに準ずるものとする。

- 2. 前項にかかわらず、理事会に出席の場合、1人当たり日当1万円及び交通費5千円または、5千円を超える場合はその実費を支払う。
- 3. 理事会の出席は日帰りとするが、宿泊が必要と理事会が認めた場合は、宿泊費の実費を支払うものとする。

## 第6条(業務内容)

役員の業務内容は、本会の人事労務・財務・運営など経営に関する重要事項を分掌(稟 議事項の決裁・借入に対する連帯保証など)し、事業所の主要行事への参加などをい う。

### 第7条(その他)

その他、本規約に定めなきことは理事会にて協議するものとする。

#### 附則

- 1. 2008年4月1日施行
- 2. 2009年11月11日改訂
- 3. 2012年1月10日改訂

号俸	本俸月額
1	50, 000
$\frac{1}{2}$	100, 000
3	150, 000
4	200, 000
5	250, 000
6	300, 000
7	350, 000
8	400, 000
9	450, 000
10	500, 000
11	525, 000
12	550, 000
13	575, 000
14	600, 000
15	625, 000
16	650, 000
17	675, 000
18	700, 000
19	725, 000
20	750, 000
21	775, 000
22	800, 000
23	825, 000
24	850, 000
25	875, 000
26	900, 000
27	925, 000
28	950, 000
29	975, 000
30	1, 000, 000
31	1, 025, 000
32	1, 050, 000
33	1, 075, 000
34	1, 100, 000
35	1, 125, 000
36	1, 150, 000
37	1, 175, 000
38	1, 200, 000
39	1, 225, 000
40	1, 250, 000
41	1, 275, 000
42	1, 300, 000
43	1, 325, 000
44	1, 350, 000
45	1, 375, 000
46	1, 400, 000
47	1, 425, 000
48	1, 450, 000
49	1, 475, 000
50	1, 500, 000
51	1, 525, 000
52 53	1, 550, 000 1, 575, 000
55 54	1, 575, 000
55	1, 625, 000